

指定の要件について（法令で定めるもの）

	B（特定地域医療提供機関）	連携B（連携型特定地域医療提供機関）	C-1（技能向上集中研修機関）	C-2（特定高度技能研修機関）
1 医療機関機能	(1)救急医療 (2)居宅等における医療 (3)地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療 (※注1)	他の病院又は診療所に医師の派遣（当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認められたもの）を行う	・臨床研修を受ける医師・専門研修を受ける医師	・特定分野（※注2）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって当該研修を受ける医師（高度な技能を取得するための研修に関する計画が作成された者であって、当該技能の取得のための研修を受けることが適用であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者）
2 指定に係る業務	上記に掲げる業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるもの	当該派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるもの	・臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に着けるために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるもの ・専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を取得するために当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるもの	高度な技能を修得するための研修に係る業務であって、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える必要があると認められるもの
3 医師の労働時間の短縮に関する計画書（労働時間短縮計画）の案	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況 ・当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 ・当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 ・上記のほか当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項 		・臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項	
4 医療法に規定する面接指導並びに休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること				
5 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと				

注1）（1）救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの

- ・医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所
- ・医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、「年間の救急車の受入件数が 1,000 件以上であること」又は「当該病院若しくは診療所が表示する診療時間外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間 500 人以上であること」かつ「医療計画において 5 疾病 5 事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること」

（2）居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所

（3）地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保ため必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所

（例）ア 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

イ 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関

注2）特定分野は、日本専門医機構の定める基本領域（19 領域）において、高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められる医療の分野とする。